

令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（普及促進）委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（普及促進）委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 8 年度高知県働き方改革普及促進事業（普及促進）委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目とその配点は次のとおりです。

(1) 事業内容	(75 点)
(2) 実施体制	(15 点)
(3) 実績	(5 点)
(4) 見積額	(5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、開催場所

令和 8 年 4 月 14 日（火）10 時～12 時半頃

場所：オーテピア高知図書館 4 階 研修室（高知市追手筋 2-1-1）

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分以内、参加人数は 2 人までとします。
- ② 順番およびプレゼンテーションの開始時刻は別途お知らせします。
- ③ 希望によりオンラインでの実施も可能とします。オンラインによる審査は「Zoom」を利用する予定であり、提案者は事前にアプリケーションをインストールしてください。また、使用する機器は各提案者が準備してください。なお、オンラインによる審査を実施する際の「Zoom」への招待は事務局から行います。
- ④ 各団体のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けません。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、事業内容の点数が高い者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合得点からみて6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

5 その他

本プロポーザルの企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。